

情報提供

那医発第 475 号
令和4年 11月 18日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利博朗
担当理事 宮城政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「労災診療費算定マニュアル（令和4年4月版）の一部改正について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

冲医発第 1263 号 F
令和4年 11月 18日

地区医師会労災・自賠責保険担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 玉城研太郎
(労災・自賠責保険担当理事)



「労災診療費算定マニュアル(令和4年4月版)」の一部改正について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、標記関係通知文が別添のとおり届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知は、令和4年4月14日付、冲医発第81号(F)「令和4年度労災診療費算定基準の一部改定について」にてご連絡差し上げておりますが、今般、運用面での変更を踏まえ、「労災診療費算定マニュアル(令和4年4月版)」が一部改定された旨の情報提供となっております。

なお、今回の改定内容は添付資料に示されておりますが、特に、健保点数表A400の2「短期滞在手術等基本料3」の対象となる手術等を行った場合、短期滞在手術等基本料3ではなく、従来通り出来高での算定が可能になること、当該取扱いは令和4年4月診療分から遡って請求が可能となる旨案内がありますので、手続きについては添付資料⑤のリーフレットをご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下医療機関への周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、当文書は本会文書映像データ管理システムにも掲載いたしております。

沖縄県医師会業務1課:平木
TEL:098-888-0087
FAX:098-888-0089
E-mail:gl@okinawa.med.or.jp